

環境政策における市民参加とガバナンス

龍谷大学 北川秀樹

中国は 1980 年代からの急速な経済発展により今や GDP 世界第二位の大国となった。一方で、高濃度の PM2.5 にみられる大気汚染、がんの村に象徴される水質や土壌の汚染など、多くの深刻な環境問題を抱えている。政府からの十分な情報公開がなされない中で、住民は環境汚染による健康や財産への影響を懸念し、集団暴動も頻発している。習近平政権は、生態文明の建設、美麗中国のスローガンを掲げるとともに、「中共中央の若干の重大問題を全面的に深化改革することに関する決定(3 中全会決定、2013 年)」では最も厳格な汚染源改善、損害賠償、責任追及、環境改善と修復制度の実行、制度を活用した生態環境保全、環境破壊の責任の終身追究などを掲げ、環境保護重視の姿勢を明らかにしている。また、中央政府は水污染防治法の改正(2008 年)、不法行為責任法の制定(2010 年)により環境訴訟における挙証責任の転換を図るほか、2015 年 1 月からは環境保護法を改正施行し、日罰制の導入や行政拘留にみられる罰則強化、環境団体による環境公益訴訟(民事)の導入、環境影響報告書の公開推進など、積極的な対策を講じており、制度面での改革は進展しているものと評価できる。¹さらに、住民からの汚染企業に対する通報、告発は積極的に推進し住民、環境 NGO による汚染企業監視に力点を置いている。

しかし、環境問題発生の現場である地方では、政府は地方の財源確保から汚染企業を擁護するとともに、社会の安定と治安維持重視の立場から環境要素に対する情報公開を制限し、地方政府に向けられる集団行動を抑え込もうとする姿勢が鮮明である。

本分科会では、近年制定された厳格な法政策は、環境汚染や破壊の被害を受けた住民の救済にとって有効なのか、共産党指導の社会主義体制下での行政、司法の特徴に留意しながら考察を試みる。また、様々な制約がありながらも、汚染による健康や財産への影響を低減するためや自然環境保護のため活動している環境保護 NGO の先進的な活動とその限界、課題を分析し、活動の活性化を図り、ガバナンスを改善するための条件を探る。

¹ 改正法が施行された 2015 年は各種の環境管理制度の執行が進展している(中国政法大学環境資源法研究所『新<環境保護法>実施状況評価報告(簡版)』2016 年 3 月)。